

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	一三世紀マヨルカ征服と『ヌノ・サンスのラメンブランサ』
Author(s)	久納, 早智
Citation	史学研究, 310 : 21 - 51
Issue Date	2021-10-15
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055715
Right	
Relation	



一三世紀マリヨルカ征服と『ヌノ・サンスのラメンブランサ』

問題の所在^①

一三世紀前半以降イベリア半島南部諸地域では、キリスト教諸国家によるアンダルス（イスラーム・スペイン）の征服活動が大規模に展開するなかで、征服地の分配内容を網羅的かつ系統的にまとめた目録・台帳形式の記録が編纂されている。これらの記録は一般に「分配記録」（*Llibre del Repartiment*）と総称され、かねて征服＝入植運動の一連のプロセスを明らかにするための重要な情報源のひとつとしておおいに利用されてきた^②。そのうち最も早期の記録が、一二二九年アラゴン連合王国国王ジャウマ一世によるマデイナーナ・マユルカ（征服後シウタット・ダ・マリヨルカ、現バルマ）攻略をきっかけに、イスラーム支配下からキリスト教徒支配下へと編入されたマリヨルカの、通称『マリヨル

久 納 早 智

カ分配記録』（*Llibre del Repartiment de Mallorca*）である。

当該史料には、一方では王権固有の財産目録として王領地における土地財産の分配内容が記録されるとともに、他方では征服直後に決定された分割の枠組み、すなわち、国王と四人の聖俗貴族（ルサリヨ伯ヌノ・サンス、バルセローナ司教、アンブリアス伯、ベアルン副伯）を代表者として決定された全島の分割内容が記録されている。それゆえ、当該史料は従来、あくまでも国王と聖俗貴族を筆頭に、征服参加者のあいだで征服地の分割・分配の枠組みを系統的に決定し、その内容を実際の領有に関係なく記録したものとみなされてきた^③。

むしろ、こうした特徴は同時に、『マリヨルカ分配記録』がその後の分配・入植活動に先立つ初期の計画化された情報を記録しているにすぎないことを意味するものである。実際、征服後のマリヨルカでは、第一の土地所有者となった国

王や大貴族らがついぞ定着しない、いわば不在地主の状態がもっぱらであり、入植と土地経営を實質的に統率したのは、彼らから永代貸借または自有地の形式で土地を賦与された商人や騎士からなる中間層の家族グループであった。⁴⁾さらに、当該史料に反映された分配システム自体も、一二三五年以降のマリヨルカ司教座の確立によるあらたな領主支配の枠組みの創出や、一二四一年のヌノ・サンスの死と王権による彼の所領の接収にもなつて急速な変化を被っている。⁵⁾それゆゑ、通時的な検討に利用するには史料そのものの限界が指摘されるのも致し方ないのである。

けれども、われわれはここで『マリヨルカ分配記録』が編纂年代、使用言語、体裁、情報量の異なる複数のヴァージョンで構成された史料であることに注意を払わなければならぬ。それは大きく次の三つに分類される。すなわち、一二三二年編纂のラテン語Ⅱアラビア語版、一二六九年編纂のカタルーニャ語版、一四世紀以降に編纂された三つのラテン語版である。このうち初期の記録と想定されるラテン語Ⅱアラビア語版は、異なる内容からなるラテン語テキストとアラビア語テキストとが一つの冊子にまとめられていることから、これまで翻訳事業への関心とともに豊富な研究成果に恵まれている。⁶⁾他方、ラテン語Ⅱアラビア語版と情報が一部重複しながらも、ほぼ同時期の情報が膨大に追加された二つのカップブラウ(Capbreu 財産目録)をオリジナルとするカタルーニャ語版とラテン語版にかんしては、記録された土地財

産の数量など、統計学的な観点から利用されることはあつても、写本そのものが個別の研究対象として取り上げられることはほとんどなかった。すなわち、『マリヨルカ分配記録』のそれぞれのヴァージョンがいかにして生成したか、各ヴァージョンがいかなる連関をもっているかといった、当該史料そのものの生成過程を問う研究は従来およそ皆無であつたのである。

筆者は前稿で、この問題を同時代の西ヨーロッパ全域で見られる目録系史料一般の発展の問題と結びつけながら、体裁面や情報面でもっとも大きな違いがみられるラテン語Ⅱアラビア語版とカタルーニャ語版とを、それぞれの体裁・構成・配列、記述内容にそくしてテキスト生成論的に考察した。そこで明らかにしたのは次の点である。すなわち、各ヴァージョン、各テキスト、各カップブラウのいずれにおいても、その編纂方法で重点が置かれたのは、時間の経過とともに現状にそくして新しい情報に更新することではなく、あくまでも征服直後に遡る情報を、先行する書かれたものを基礎に集積・網羅することであつた。とくに、カタルーニャ語版のオリジナルである二つのカップブラウは、情報がどれほど重複しているとも、分類基準が異なっていたり、作成された背景が異なっていたりするような記録をすべて集成するような形式をとっている。これはおそらく征服後の土地財産をめぐる貴族との紛争を背景に、国王または征服後マリヨルカ統治を任されたポルトガル王太子ペドロ自身の権利の正当性を確保すること

と無関係ではない。つまり『マリヨルカ分配記録』は、征服後の分配システムを確定し、王権自らの土地財産を記録・管理するという実務的な側面はもとより、いかなる時間が過ぎようともつねに土地所有の法的根拠として永続化が図られた、理念的ないし象徴的な側面をも同時に備えた史料なのであって、時間の経過にともなう実態との乖離はかならずしも強調されるべきではないのである。⁸⁾

以上をふまえて、本稿では『マリヨルカ分配記録』の二つのヴァージョンと同時期に編纂されたルサリヨ伯ヌノ・サンスの財産目録、通称『ヌノ・サンスのラメンブランサ』（以下『ラメンブランサ』）を対象に同様の作業をおこないたい。というのも、『ラメンブランサ』は、『マリヨルカ分配記録』の中核をなすアルケリア (Alqueria) イスラーム期の農村集落とラハル (rahala) 有力者の私有地) の網羅的な記録と類似の目録と、分配される土地財産の分量にかかわるカバレリア (騎士封) の数値の目録からなっており、その形式の類似性から研究史上、『マリヨルカ分配記録』と並んで扱われることが多いからである。先述のように、一二四一年にヌノ・サンスが亡くなった後、彼が所有していた島内の財産はすべて王権に接収されることとなるが、『ラメンブランサ』はまさしくその際に王権側で編纂されたものと想定されている。それゆえ、これまでの『マリヨルカ分配記録』の所見をふまえながら当該史料の生成過程を明らかにすることで、征服後に王権主導で編纂された財産目録の生成の要因と編纂時に求められ

た機能をあらためて包括的に検討したい。

一 マリヨルカ征服とヌノ・サンスの土地財産

ヌノ・サンスは一一九〇〜九五五年ごろ、バルセローナ伯ラモン・バランゲー四世とアラゴン王女ペトロニーラ (アラゴン国王ラミロ二世の娘) との三番目の息子にあたるサンスと、カステイリヤ貴族ララ家のサンチャ・ヌニェスとの間に生まれた傍系の王族出身者である。彼はマリヨルカ遠征が正式に決定された一二二八年のバルセローナのコルツ (Corts 議会) と翌年のタラゴーナのコルツで、自身の遠征参加と一〇〇の重装騎士の供出を宣言し、一二二九年一二月のマデイナーナ攻略後、国王ジャウマ一世に加えて、最も多くの騎兵を供出した四人の聖俗貴族のひとつとして征服地分割の代表者となった。もつとも、分割内容が記録された『マリヨルカ分配記録』ラテン語⇨アラビア語版のアラビア語テキストでは、都市、その近郊からなる都市領域、農村領域の三つをそれぞれ区分したうえで、国王が全体の二分の一を留保すること、ほか四人の聖俗貴族には残りの半分が割り当てられ、各人が全体の八分の一を所有することが決定されている。とりわけ農村領域にかんしては、イスラーム期の領域区分である一二または一三のジュズ (Juz) に従った分割がおこなわれ、ヌノ・サンスには北西部のブニウラ⇨ムーースと南東部のマナクルが割り当てられている【図一】。

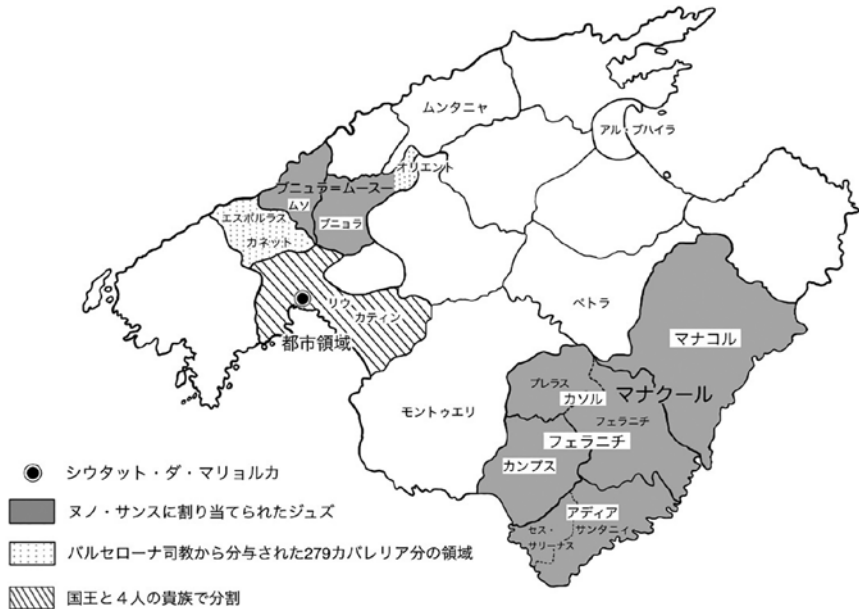


図1 『ラメンブランサ』における領域区分

この分割の割合と深く関わっているのが、『マリョルカ分配記録』『ラメンブランサ』双方の史料に記録されたカバレリアの数値である。この数値は、一見すると征服参加者らによって征服当初から供出された騎兵や歩兵の数と関係しているようであるが、厳密にはマディーナ攻略後に彼らが島に駐留させると約束した騎兵の数を基準に決定されたものである。実際、記録されたカバレリアの合計値はおおよそ一三〇〇〇であり、『マリョルカ分配記録』ラテン語＝アラビア語版の目録内では「それぞれ一三〇カバレリアにつき一騎を負う (pro singulis .CXXX. caballarias debetur miles unus)」という文言が付されているから、王権は全体で一〇〇の騎兵の配備をめざしていたことになる。もっとも、五人を代表とするグループごとのカバレリアの合計値の割合が、アラビア語テキストに記された先の分割の割合とおおむね対応することから、その数値の決定のプロセスは次のように想定される。第一に、マディーナ攻略直後に国王と四人の代表者のあいだで征服地分割の割合が確定し、それに従って全体で一〇〇の騎兵を備えるための先の等式が確立する。ここから、残りの貴族や都市共同体がどの代表者のグループに属するかが段階的に決定され、最終的に各人が供出するとして騎兵の数をもとに、賦与されるカバレリアの数値が決定されたと考えられる¹³⁾。

ヌノ・サンスのカバレリアの数値は、『マリョルカ分配記録』では単体で一八七四（および供出する騎兵の数として

一四・五」と記録される一方、『ラメンブランサ』ではヌノ・サンス自身の取り分としての一五九五・五と、バルセローナ司教のグループの一成員としての二七九との二種類が記録されている。実際、ヌノ・サンスは四人の代表者のうち唯一、個人のみで全体の八分の一に相当するカバレリア（およそ一六〇〇）が賦与されており、その数値の決定は他の代表者よりも早期に決定されていたと考えられる。また、マディーナ攻略まもない段階の記録に相当する『マリヨルカ分配記録』アラビア語テキストでは、すでにバルセローナ司教の所領におけるヌノ・サンスの取り分が記録されていることから、バルセローナ司教から受け取った二七九カバレリアも、ヌノ・サンス自身のカバレリアの数値とほぼ同時期に決定されたものと考えてよいであろう。

後述するように、ヌノ・サンスは一三三一年から自らが獲得した土地財産を複数の家士と修道院に分配している。だが、この時期は依然としてヌノ・サンスの所領を含む全島征服には至っていない。とりわけ彼の所領に含まれる南東部フェラニチの城塞には、一三三二年五月八月の第三回遠征時までサラセン人（ムスリム）が残っていたことが知られている。実際、ヌノ・サンスのシウタットの土地財産にかんする贈与と入植の内容をまとめたカップブラウ（一三〇四年編纂）⁽¹⁶⁾の最初の証書の日付が一三三二年七月二十八日であることから、彼の所領で体系的に分配がおこなわれるようになったのはこの期日以降と想定される。⁽¹⁷⁾

ヌノ・サンスが亡くなった正確な期日は定かではないが、同人の遺言書の作成期日である一二四一年二月一七日から、ジャウマー一世の遺言書が作成された一二四二年一月二〇日までの間と想定されている。一二四二年二月二十五日には、国王がかつてのヌノ・サンスの所領における売買文書や施療院の創建文書をまとめたカルチュレルの編纂を命じていることから、遅くともこの時期までには彼の財産が王権の管理下に置かれていたということになる。

ジャウマー一世によるヌノ・サンスの所領買収以後、島内の財政整備は本格的に進められることとなる。もともと、一二三二年九月以来名目上のマリヨルカの統治者であったポルトガル王太子ペドロによつて、一二四〇年代はじめからすでに農村部のバイリア（バイリウス管区）の整備が進められていたが、一二四四年に彼のマリヨルカにおける諸権利が国王に返還されたことで、国王自らによるマリヨルカの直接統治と財産管理が開始されたのである。それゆえ、王権によるヌノ・サンスの所領の買収は、その最初の契機とすべきであり、『ラメンブランサ』の生成もこうした背景とおよそ無関係ではないのである。

二 体裁と伝来状況

『ラメンブランサ』は、アラゴン連合王国文書館国王文書庫雑分類（Varia de Cancilleria）の四五五番として登録され

ている²²⁾。現存する写本の体裁は二〇〇×一五〇ミリの紙製で、五枚綴りの折丁三つからなる全三〇葉で構成されている。このうち本稿で扱う目録は、一葉表〜二〇葉表に該当する。作成期日にかかわる文言はいかなる箇所にも記されていない。各ページの行数は基本的に一七行で固定されていて、部分的にセクション区分を可視化する段落標が付されているもの、全体として各項目が途切れることなく整然と書き連ねられている。書体は一三世紀後半〜一四世紀のゴシック草書体で、使用言語はカタルーニャ語である。筆跡からは少なくとも二名以上のコピストによって作成されたと考えられるが、同一の筆跡による誤字・脱字の修正が数多くみられるうえに、文字列のなかに一字または一単語相当の空欄が設けられている箇所もいくつかみられる。これら一連の特徴は、オリジナルとなるテキストがまず存在し、それを書き写す際に生じたものと解釈するのが適当であろう²³⁾。

本稿では主たる考察の対象ではないが、二〇葉裏から二四葉裏までの内容についても触れておかななくてはならない。というのも、当該箇所は一三世紀アラゴン連合王国の国王文書庫の一つとして機能していたサンタ・マリア・デ・シヘナ修道院にかかわる記録で構成されているからである。すなわち、ここには、一二五五年から一二七二年までに国王ジャウマ一世によって派遣された書記または聖職者が、同修道院の文書庫から必要な証書またはそのコピーを修道院長の面前で引き出し、国王のもとへ送達したことを示す一連の記述（計

二二）が列挙されている。このうち、持ち出された証書の大半は、カステイリヤ国王やナバラ国王、さらにかつてのバレンシア国王アブー・ザイドとの外交協定にかかわる文書であることから、王国レヴェルの重要な証書群が同修道院に保管されていたことがうかがわれる。オリジナルのコピーかという問題を含め、一連の記述がいかなる時系列で書き留められたかは現状では不明であるが、『ラメンブランサ』がこの記録と併せて伝来しているということは、『ラメンブランサ』の現写本ないしそのオリジナルがサンタ・マリア・デ・シヘナ修道院に保管されていたことを示唆するものである。実際、一三二八年以前に聖ヨハネ騎士団バルセローナ支部で作成されたものとおぼしい、サンタ・マリア・デ・シヘナ修道院保管の書冊目録のなかで、すでに『ラメンブランサ』と先の一連の持ち出し記録が一つの書冊にまとめられていたと説明されている²⁴⁾。なお、サンタ・マリア・デ・シヘナ修道院に保管された文書群は、一三〇八年アラゴン連合王国国王ジャウマ二世によってバルセローナにあらたに建設された王国文書館にすべて移管されている²⁵⁾。それゆえ『ラメンブランサ』を含む書冊は、書体が示すとおり、移管以前の一三世紀後半から一四世紀初頭までには作成されていたと想定することができよう²⁶⁾。

問題となるオリジナルの作成期日についても、それにかかわるいかなる記述も存在しない。だが、先述のように、ヌノ・サンスの死亡直後、一二四二年二月に国王が彼の証書を網羅

したカルチュレールの編纂を命じていることから、『ラメンブランサ』のオリジナルも一般に一二四一年末または一二四二年初頭、王権が彼の財産を獲得する際に作成されたものとみなされている²³。実際、『ラメンブランサ』がサンタ・マリア・デ・シヘナ修道院に保管されていたことからしても、オリジナルの編纂主体が王権であることは疑いない。けれども、ヌノ・サンスの土地財産の目録にかんしては、後述するように、一二三〇年代の証書との連関がすでにみられるから、さらに時間的に遡るオリジナル、すなわちヌノ・サンスが存命中にすでに作成していた目録に由来していると考えなくてはならない。この時点ですでに、その生成過程に複数の時間層が伴っているわけである。これらの所見をふまえて、以下ではあらためてその編纂手法を読み解き、史料に内在する具体的な時間層と作成の諸段階における編纂主体の意識を説明しよう。

三 ヌノ・サンスの財産目録

『ラメンブランサ』は全体として大きく異なる二つの記録に分けられる。すなわち、(a) ヌノ・サンスが所有した土地財産の目録と (b) カバレリア目録である【表一】。とくに前者にかんしてはその末尾に、記録されたすべてのアルケリアとラハルの総数と、ジョバーダを単位とするそれらの面積²⁴、粉挽水車の総数が記されていることから、全体として

一つの記録をなすものとみなしてよいであろう。

(a) はさらに次のように分けることができる。すなわち、①ヌノ・サンスが征服後に報酬として獲得した領域に属するアルケリアとラハル、粉挽水車（セクションA、B、E）、②バルセロナ司教の取り分から分与された二七九カバレリア分のアルケリアとラハル、粉挽水車（セクションC、D）、③国王麾下のグループで土地を分配された騎士らから、購入や交換を介して獲得したアルケリアとラハル（セクションF、G、H）である。以下では、これらの情報が具体的にいつの段階のものであるかを、セクション構成、使用される領域区分、地名の配列の観点から検討しよう。

(一) 領域区分

まず、征服の報酬としてヌノ・サンスが獲得した財産についてみていこう。これには、①ヌノ・サンスが征服後の報酬として個人で得た財産の記録と、②バルセロナ司教の取り分のなかで得た二七九カバレリア分の財産の記録が該当する。だが、これらはリスト内では必ずしもきれいに分かたれていない。なかでもセクションEは性格的に①に含まれるものの、史料上では②の後ろに位置づけられており、意図的に切り離されているかのようである。さらに同セクションでは、その題辞「分割すべきフェラニチの土地にあるアルケリアとジョバーダのラメンブランサ」として、セクションAと同じく「ラメンブランサ」の表現が用いられている。そもそ

表1 『ラヌソングランサ』の構成

	題辭	内容	
フオリオ	題辭	内容	
	In nomine domini nostri iesu christi. <i>Remembrança</i> de tot quant a lo senyor do Nuno en la isla de mayorga, deus la guide, de honros foras dela villa de profreiz et de terra, et los noms de las alcaras et de las juvadas.	フリオカ島における領主ドン・ヌノにかんする全てのラヌソングランサ。すなわち、ヴイレラ（※ここでは市域内の意）の外に配置する利益のあるポソールと土地、フルケリアの名前とそのジョバエータ。	
A	Deia fuez (段落標) D aïço que ac n o termin dela villa per una octava	都市領域の8分の1	
a	f. 1r- 1v. (段落標) Et la partida del argentera de burnola	フニヨウからアルジャンテラ	
b	f. 1v- 2v. (段落標) En la partida de muço Manacor	ムヨ	
c	f. 2v- 3v. (段落標) Et a de los molins en aquela octava en los terminas de la villa et de moço e de burnola et de manacor XXVIII molins.	ムヨカ 都市領域の8分の1とムヨ、フニヨウ、フニコルにおける28の粉挽水車	
d	f. 3v- 8v. (段落標) Et a de la partida del bispe de barsalona per CC LXX VIII chavallerias que ac do Nuno en la octava que ac lo bispe, et den R, beïnguer et den Guillabert de crollias.	ムヨカ 都市領域の7の粉挽水車	
α			
B	a	f. 8v. Al terminal dela villa a VIII molins	都市領域の7の粉挽水車
b	f. 8v- 9r. Et a a moço VIII molins	ムヨの9の粉挽水車	
c	f. 9r. E a en burnola del argentera VIII molins	フニヨウからアルジャンテラの8の粉挽水車	
d	f. 9r- 9v. Et a a manacor illi molins	フニコルの4の粉挽水車	
	f. 9v. Et a de la partida del bispe de barsalona per CC LXX VIII chavallerias que ac do Nuno en la octava que ac lo bispe, et den R, beïnguer et den Guillabert de crollias.	ムヨセロナ司教の分与分における279カバリエラ。司教とラモン・バランゲー、ギラベルト・ダ・クロコルの8分の1におけるドン・ヌノのもの	
	a	f. 9v. En los terminas de la villa	都市領域
C	b	f. 9v- 10r. Et ac en Esportas per razon dequestas davandrias chavallerias	エスポルナス
	c	f. 10r- 10v. Et ac en canet per razon dequestas chavallerias del bispe	カネット
	d	f. 10v. Et ac per razon dequestas davandrias chavallerias a vanen	オリエント
D	f. 10v. Et ac dels molins per razon d esta chavallerias	279カバリエラ分の粉挽水車	
		サン・ロレンソ (1つ) とエスポルナス (14つ / 数値のみ) 末尾に合計 (15つ)	

一三世紀マリョルカ征服と『スノ・サンスのラメンブランサ』（久納）

α	f. 10v-11r	<i>Remenbrança</i> de las alcañias et de las Juvadas en la terra de (ペーソ) Falans que romas a partir.	分けるべきフェラニエニの領域におけるカバルリアとジョバードの記録	
	E			
	a	f. 11r-12v (段落欄) De terminal de Campos con la paret.	カンツス	末尾に合計 (62のラバルと270ジョバード)
	b	f. 12v-13v.	アテニア	末尾に合計 (21のラバルと190ジョバード)
	c	f. 13v-15v.	カソル	末尾に合計 (77のラバルと462ジョバード)
	F	f. 15v-16r:	カロスから購入したカバル	モントラエリとペトニの領域の土地 / 末尾に合計 (13のラバルと605ジョバード)
	G	f. 16r-16v:	ラモン・ダ・サンツァルティとその兄弟ラフェル・ダ・サンツァルティから購入したものである	モントニヤの3つの地名
	H	f. 16v.	ラソグデー・ラフェルとモントニヤのCaubetと交換したCulbar	末尾に合計 (Culbarと4つのラバル / Culbarなしで21ジョバード)
	f. 16v.	Suma major de tot quant es Rafals CCCC. LIII. Et joadas MM D XXIII senes culbar Suma major de toz los molins per tota la ysia XIII. estes ceis de la villa.	ラバルの全ての合計は453、Culbarなしで2523ジョバード。オイヤを除く島内の勃発水車の全ての合計は43つ。	
	β	f. 16v.	La chavaleria de tota la ost fi XIII milla et C LXIII. (行変え) Fo partida la honor de tota la ysia II partz a razon d'estas chavallerias.	全軍役のカバルリアは13164である。これらのカバルリアにそくして全数は二分された
A		f. 16v-18r.	国王とその協力者に割り当てられる全体の半分の66925カバルリア	グループアの成員 (32の人物と団体) の名前とカバルリアの数値が列挙
f. 18r-18v.		E la otra mitat de las chavallerias do Nuno et lo Comte d'Emprias et lo Disbe Barasona et Gastonet de Moncada et los Barçones Agron VI milla CCCC LXXI et meja chavallerias.	ヌ、アンソリアス侯、バルセロナ司教、カストン・ダ・モンカダ (ペアルブ副伯) とその協力者に割り当てられる残りの半分の64715カバルリア	国王麾下グループア以外の貴族と騎士 (23の人物と団体) の名前とカバルリアの数値が列挙
a		f. 18v-19r:	ヌに割り当てられる4分の1の15955カバルリア	
B				
b		f. 19r-19v.	バルセロナ司教 (ヌ、ラモン・バソグデー、ギラベルト・ダ・クロカとジェノヴァのホセとベルナット...) に割り当てられる4分の1の15945カバルリア	グループアの成員 (6の人物と団体) の名前とカバルリアの数値が列挙
c		f. 19v-20r:	アンソリアス侯とソグデー大司教と協力者に割り当てられる4分の1の16935カバルリア	グループアの成員 (12の人物と団体) の名前とカバルリアの数値が列挙
d		f. 20r.	Lo quart quanton G. de Moncada, Bernat de Sancta Eugenia et tota lur compaña.	グループアの成員 (5名の人物) の名前とカバルリアの数値が列挙

も「ラメンブランサ」とは、本来「目録」「覚書」を意味する略式のカタルーニャ語である。実際、当該史料は『マリョルカ分配記録』と異なり受益者の名前が記されておらず、アルケリアとラハルの区別も曖昧であり、全体として簡素な形式がとられている。³⁰同様に「ラメンブランサ」の用語を使った同時代の目録としては、一二四五年にマリョルカのバイリウス（国王役人）、シモン・ブラスコによって作成された年間支出の帳簿が知られている。当該史料を網羅的に考察したパブロ・カテウラ・ベナセーによれば、ここでの「ラメンブランサ」は多種多様な支払いの情報をグループ化するための形式として用いられているもので、かならずしも公式的ないし体系的なものではないという。³¹だが、この用語が用いられる場合、つねにあらたな年代が付されていたり、ページが変更されていたりすることから、多かれ少なかれ、作成時に異なる文脈ないし分類の意図が伴っていたと考えてよいであろう。³²となれば、『ラメンブランサ』のセクションEにも、ここを境にそれまでの記録との区別を試みようとする編纂者の意識があったと考えられる。

その意図とはいかなるものであったか。セクションEで「分割すべき (romas a partir)」とされる「フェラニチの領域 (terra de Falanis)」に注目しよう。もともと、ここで記されたフェラニチの「領域 (テッラ)」とは、現在のフェラニチ、カンパス、プレラス、セス・サリーナス、サンタニイの村域に相当する島の南東部一帯を指している。この地域はイス

ラーム期にはマナクルのジュズに含まれていたが、当時からすでにフェラニチに相当する固有の空間は存在していたと考えられる。まさしく現在のフェラニチ中心部に同定される地点（厳密には現在エス・シッジャの名で知られる丘）に定住地を設けたベルベル人氏族バヌー・フラーニク (Banū 'Ibrīnīk) がその名称の由来であり、ここを中心に「フェラニチの領域」が形成された。フェラニチの村域を対象に水利考古学の調査をおこなったミケル・バルセロとヘレーナ・キルヒナーによれば、当該空間には基本的に放牧地が広がっているものの、同氏族の定住地であるフェラニチのアルケリアを中心に周囲二〇・五ヘクタールの空間に水を運ぶことのできる灌漑水路網が張り巡らされていたという。すなわち、中小規模灌漑の知識と技術をもともと備えていたバヌー・フラーニクは、水の湧出点に近い場所に自らの定住地を設けて周囲に水路を設置し、他の氏族共同体がこれに沿うようにして定着したというのである。³³さらに一二世紀の地理学者イドリースーが、マデイーナから三六マイル（およそ四九キロメートル）の地点に「フェラニチの城塞 (Jazīn)」が存在し、その名称が同氏族に由来すると言及していることから、バルセロとキルヒナーは、フェラニチの城塞が「フェラニチの領域」に定着した氏族共同体の避難所として機能していたと想定し、南東部の領域形成における同氏族の多大な影響力を強調している。³⁴

こうした所見は南東部一帯がイスラーム期ジュズの単位と

はなり得なくとも、氏族バヌー・フラニクの影響力のもとですでに特定の領域区分となっていたことを示唆するものがある。だが、征服者にとって空間認識上、重要な標識となつたのは、征服後にもっぱら「サントウエリ」の名で表示された先の城塞であつた。たとえば、ジャウマ一世の自叙伝『勲功録』では征服期のマリョルカの領域の一部として「サントウエリ城があるフェラニッチ、およびマナコル (Felenig, on es lo castel de Sent Tuert, e Manacor)」と記述されており、フェラニチがサントウエリの城塞と結びついて認識されていたことがみてとれる。さらに、次の証書の文言は意味深長である。すなわち、一二三二年二月一六日、ヌノ・サンスの代理人である修道士ペラ・ダジェからギリエム・ティシなる人物に贈与されたアルケリアの一つが、「サントウエリの城塞の領域にあるフェラニチの領域 (in territorio de Felinich, que est in termino Castri de Santuert)」⁽³⁷⁾にあると表現されているのである。この文言に従うならば、依然として全島が征服されていない段階においても、ヌノ・サンス側はすでにフェラニチを固有の領域とみなしていたと同時に、それをサントウエリの城塞を伴う領域のなかの一部と認識していたことになるろう。

いずれにせよ、セクシヨンEのラメンブランサには、かつてのマナコールのジュズからフェラニチを分離させ、固有の領域として扱おうとする編纂者の意識が反映されていると考えられる。ただ、この区分が具体的にどの段階でおこなわれ

たか（王権による作成時か、またはヌノ・サンスの存命中か）を判断するには、「フェラニチの領域」の下位の領域として分けられた三つの空間、すなわちカンブス (terminal de Campos con la parel)、「アディア (Part d'adia)」、カソル (partida de Caçor) について検討する必要がある。もつとも、一二三二年から証書で言及されるフェラニチの領域は、一三世紀半ばから後半にかけて段階的に複数の領域に分かたれることとなる。とくに「領域 (termes)」の用語と並んで表わされたり、バイリアとの関係ではじめて独立して言及されたりする場合⁽³⁸⁾、次のような領域の分化がみられる。すなわち、一二三六年にカンブスの領域、一二五二年六月にプレラスの領域⁽³⁹⁾、一二五九年にサンタニイの領域⁽⁴⁰⁾が、それぞれ固有の領域として編成されている。こうした経緯をふまえると、『ラメンブランサ』でみられるカンブスの領域は、フェラニチの領域から最初に分化したまさしくカンブスの領域と関係していることは確かであろう。他方、アディアとカソルはその対象の空間がそれぞれ先述のサンタニイの領域とフェラニチ≡プレラスの領域に対応しているものの、一三世紀のいかなる史料にも現れることはない、いわば『ラメンブランサ』固有の名称かつ区分である。

むろん領域単位の表記の違いも看過することはできない。すなわち、カンブスが「テルミナル (terminal)」と表記される一方、アディアとカソルはそれぞれ「パルト (part)」⁽⁴¹⁾「パルティダ (partida)」の用語が用いられている。イスラーム

期からの系譜関係も含め、これらの用語で表現される空間の特徴を『ラメンブランサ』の他のセクションでみられる同様の用語とともにみてみよう。まず前者にかんして、他のセクションではもっぱら都市領域を表現する場合に「テルミナル」またはこれと同義と考えられる「テルマ」の語が用いられている（セクションA a [termen dela villa]、セクションB a [terminal dela villa]、セクションC a [los terminals dela villa]）。もことゝ、⁽⁴³⁾の都市領域は、『マリョルカ分配記録』ラテン語⇨アラビア語版のアラビア語テキストですでにマディーナ（シウタット）と農村領域と区別されながら、具体的な境界画定の文言のもと分割されたマディーナ・アラフワーズ（Madina al-ahwaz、ハウズ [hawz]）がアラビア語で「郊外」の意）と明らかに対応する。というのも、『ラメンブランサ』セクションAでは、「ハウズ」が俗語化した「フエズ (fuez)」の文言が付されていると同時に、アラビア語テキストにおけるヌノ・サンスのアフワーズの取り分の記述でみられるアルケリアとラハルの名称が、『ラメンブランサ』の当該セクションにおいても列挙されているからである。⁽⁴⁴⁾

もっとも、『ラメンブランサ』において「テルマ」の用語は空間認識上、上位・下位の領域区分のいずれにも用いられている。すなわち、当該史料では、都市領域そのものだけでなく、その内部を構成する下位の領域、すなわちカティンとリウの領域にも「テルマ」（セクションA a [Termen de Cain, termen de Riú]）の語があてられているのである。た

だ、いずれも『マリョルカ分配記録』アラビア語テキストの段階からすでに言及されている領域呼称であるから、総じて『ラメンブランサ』の「テルマ」または「テルミナル」の用語は、イスラーム期またはマディーナ攻略直後からある程度固有の領域とみなされていた空間に用いられたものと想定される。

他方、ブニョラからアルジャンテラ（セクションA b [la partida del argentera de bunnoia]）およびムソ（セクションA c [la partida de muço]）の空間には「バルティダ」の語が用いられている。このうちブニョラとムソは、イスラーム期に単一のジュズとして扱われたブニョラ⇨ムースーに系譜関係をもつことは明らかである。だが、征服後は早い段階からブニョラとバルデモーサ（Valdenossa「ムソの溪谷」の意）の二つの異なる領域に分けられている。これはおそらくトラムンターナ山脈の一部を構成する溪谷地帯という複雑な地理的条件とともに、中心地となりうる集落の存在がそれぞれ空間認識の指標となっていた可能性が高い。⁽⁴⁵⁾これに対して、ブニョラと併記されるアルジャンテラは、イスラーム期からの系譜関係が不明であり、征服後の証書でも、ブニョラの領域における葡萄畑の一つの名称として一二四三年に言及されるのが最初の所見である。実際にこれがどの地点に同定されるかも明らかでないが、銀を意味する「アルジャン」の語から、ブニョラ北東部に広がるソン・クレウの鉱脈との関係があるものと考えられている。⁽⁴⁶⁾もっとも、この地帯がオ

リエント（セクションCd [varien]）との境界に相当することをふまえると、ここでの「バルティダ」は、かつてのブニユルムーサーのジユズからあらためて異なる二つの領域に分割し、それぞれのおおよその領域を決定づけようとする編纂者の意思のもとで用いられているようである。¹⁸⁾

以上をふまえて、あらためてセクションEの内容に立ち戻ろう。まず、アディアとカソルの領域に用いられる「バルト」¹⁹⁾「バルティダ」は、それらが『ラメンブランサ』固有の区分であることもふまえると、おそらくブニョラとムソの例と同じように空間の分割を意図して暫定的に定められた領域とみなされる。けれども、その際の空間認識や領域区分の指標となったのが中心地となりうる集落であったとは考え難い。たしかにカソルにかんしては、ルサリヨ・ボルドイが次のように想定している。すなわち、当該領域のセクションではカソルという同じ名称をもつアルケリアが列挙されており、その名称がアラビア語で城塞を意味するクスール (qasr) カスル [qasr] の複数形) に由来し、現在のプレラスの地域の南東部 (プレラスの集落とソン・メスキータとの間) に同定されることから、領域の名称としてのカソルもこれと関係しているというのである。実際ソン・メスキータ付近ではタライオットとよばれる先史時代の石塁の遺構が発掘されており、これが城塞に相当する地名の由来ではないかと想定されている。²⁰⁾ だが、もう一方のアディアにかんしては、その名称がアラビア語で村落を意味するアッダイア (ad-daya) に由来すると

されているもの²¹⁾、これに該当する特定のアルケリアは同領域内にはみられない。

このように領域分割の基準に一貫性を見出すことはきわめて難しい。だが、あらためて想い起こされるのは、サントウエリの城塞と同領域との関係である。先述のように、征服直後からヌノ・サンス側が、イスラーム期以来の「フェラニチの領域」を、あらためてサントウエリの城塞を中心とする領域として編成しようとして試みたのであれば、カソルがサントウエリの城塞を指し、その麓の平地一帯（のちのプレラスからフェラニチの領域）を含むような城塞領域を編成しようとする意図がここに反映されている可能性もおおいにありうる。

また、実はアディアは「フェラニチの領域」のほかの二つの領域と比べると、明らかに広い面積のアルケリアとラハルをその領域に内包している。すなわち、カンプスの領域では一二ジョバード、カソルでは一五ジョバードのアルケリアまたはラハルがそれぞれ最大である一方、アディアではおおよそ二倍の三〇ジョバード (Beni Lagat) や二二ジョバード (Sant Eniel) のアルケリアがみられるのである。さらに、それぞれの領域における一つのアルケリアまたはラハルあたりの平均面積も、カンプスが四・三五、カソルが六、アディアが九・〇五ジョバードであり、アディアが他よりも広いアルケリアとラハルを有したことになる。それゆえ、アディアでは先のカソルとは対照的に、やや広大な集落を中心とする領域編成が志向されたかもしれない。

カンプスの「テルミナル」をいかに解釈するかも難しい問題であるが、これと併記された「コン・ラ・パレ (con la pared)」の文言はその性格を明らかにするうえで重要である。「パレ」は「囲い塀」を意味するが、ルサリオ・ボルドイは一三二五年にパルマルと呼ばれるカバレリア(ここでは封土)の中の境界の一つとして「サラセンのパレ」なる文言が用いられていることから、この用語が少なくとも境界標識を意味することは疑いないとしている^①。となれば、カンプスは先の二つのように暫定的というよりは、都市領域のようにすでにある程度厳密な境界画定がなされた領域である可能性が高い。ただ、従来カンプスの名称は耕地を意味するラテン語(campus)に由来すると想定されてはいるものの、イスラーム期またはそれ以前からすでに特定の領域として確立していたかなど、具体的な系譜関係は不明である。それゆえ、ここでのカンプスの「テルミナル」が、証書で初出する一二三六年よりも前から確立していた領域か、それとも一二三六年以降の空間認識をふまえた表記かは依然として判断しがたい。だが、ほかのいかなる史料とも連関が見出せないカソルやアディアと並んで、フェラニチの下位の領域単位として扱われていることから、やはり征服直後の領域分割の意に沿ったものとみなすのが妥当であろう。いずれにせよ、以上で取り上げた領域区分は全体として、一二四〇年代に王権によって構想されたものではなく、マディーナ攻略後にヌノ・サンスが構想した空間編成にもとづいたものとみなすことができよう。

(二) アルケリアとラハルの地名とその配列

つづいて記録された情報そのもの、とくにその大半を占めるアルケリアとラハルの情報に目を移そう。ムット・カラフェルとルサリオ・ボルドイを筆頭に網羅的におこなわれた地名の語源学研究の所見に従えば、『ラメンブランサ』に記録された地名には次のような特徴が挙げられる。すなわち、征服後は一般に早い段階から地名のカタルーニャ語化ないしキリスト教徒入植者の人名がそれと化すケースが多くみられるなかで、『ラメンブランサ』では全体としてそれに先立つ名称が数多く列挙されている。彼らが掲げる語源のカテゴリに従うならば、『ラメンブランサ』に記録された、のべ五六〇の地名のうち、およそ五分の一に相当する一二六がイスラーム期に遡る部族・氏族呼称に由来する一方、カタルーニャ語化されたものはわずかに一二を数えるのみである^②。以上を前提として、①と②のリストに記された情報が、とくに土地の管理や分配行為のなかでいかなる役割を果たしていたかを、証書をはじめとする同時代の分配関連史料との比較を通じて検討しよう。なお、以下では『ラメンブランサ』と他の史料との情報の配列を比較するために、前者の地名を表記する際には、史料刊行時にふられた通し番号を併せて付すことにする。

先に取り上げた一二三二年二月一六日の、ヌノ・サンスの代理人ペラ・ダジェによるギリェム・ティシへの条件付き贈与の証書は、ヌノ・サンスによっておこなわれた一連の土地分配ないし入植のなかで、最も早期にその内容がまとまって

みられる史料である。ここでは島内で合計一〇ジョバードの土地を譲渡するという名目のもと、ブニョラの領域におけるベニアダス (Beniadaz ニニョバード)、サン・ロレンソの領域におけるラハル・サレ (Rahal Zale ニニョバード)、フェラニチの領域におけるアルケアソル (Alguzor 六ジョバード) が贈与されている⁵³。前述のとおり、この時点では依然としてフェラニチの領域をはじめ、島全体は征服されてはいない。だが、フェラニチを含む複数の領域の土地がそれぞれ選ばれているとなると、農村集落の地名と面積にかかわる情報源がすでにある程度存在し、それを参考に分配する集落が決定された可能性はおおいにありうる。もともと、これらの地名は、面積の数値はかならずしも一致していないもの、いずれも『ラメンブランサ』で列挙されている⁵⁵。

より明確に『ラメンブランサ』の情報との連関がみてとれる事例は、一二三九年八月二日に、ヌノ・サンスがマリヨルカ司教に対しておこなった土地財産の寄進文書である。ここではシウタットの家屋群に加えて、農村部の一〇〇ジョバードの土地を寄進するという名目でエスポルラス、フェラニチ、カンプスの領域の複数のアルケリアとラハルが、ジョバードで表された面積表示とともに記されている。このうち、エスポルラスとフェラニチの領域のアルケリアとラハルの情報を『ラメンブランサ』と比較したものが【表二】である。すなわち、寄進文書に記されたエスポルラスの領域の計一のアルケリアとラハル (アゼウヤ (atzeuya)、ビエラ (biela)、

表2 『ラメンブランサ』とマリヨルカ司教に対する寄進文書

フォリオ	『ラメンブランサ』			マリヨルカ司教に対する寄進文書			
	通し番号	地名	面積(jo)	エスポルラスの領域			
f. 9v.	304	Azeuya	2	○ « Et sunt nomina alqueriarum et Raalloim feudi alamandi de sadaiva in sporlis atzeuya [304] due jugate, bilela[310] octo jugate, Ayan [311] tres jugate, Almoravit[312] quinque jugate, benixamer [313] duodecim jugate, Alcarmeda[314] tres jugate, abenbarchax[315] duodecimjugate, alcasser[316] septem jugate, abengaus [317] quinque jugate, adduganer[318] tres jugate, fatiybana [319] quatuor jugate. »			
	305	Rafal Alpíc	4				
	306	Rafal Aben Nesda	6				
	307	Rahal d'Aben Cotoz	6				
	308	Rafal Aben Maçarra	4				
	309	Rafal d'Omar Alpíc	3				
f. 10r.	310	Billela	8				
	311	Ayan	3				
	312	Rafal Almorabit	5				
	313	Beni Samel	12				
	314	Ayn Carmeda	3				
	315	Rafal d'Aben Barcatz	2				
	316	Alcaçar	7				
	317	Rafal Aben Iautz	5				
	318	Rafal d'Ado Gayatz	3				
	319	Faitx Aibana	4				
	フェラニチの領域						
	f. 13v.	441	Egrullax		3	○ « Et sunt nomina alqueriarum et raallium feudi alamandi de sadaava in felning, scilicet, Rubentix[446] et sunt duodecim jugate. Aliluch[444] sex jugate, Alubacer[443] duo jugate, Algari[442] tres jugate, Algriles[441] tres jugate. »	
		442	Rafal Algar		3		
f. 14r.	443	Rafal Abu Bacr	2				
	444	Aluc	6				
	445	Peçarax	12				
	446	Robintis	12				

※通し番号はA. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoy, *La Remenbrança*に準じている。

アヤン (Ayan)、アルモラビト (Almoravit)、ベニシヤムル (benixamer)、アルカルメダ (Alcarmeda)、アベンバルシヤス (abenbarchax)、アルカセル (alcasser)、アベンガウス (abengaus)、アドウガナル (adduganer)、ファティアイバナ (fatiybana)、ならびにフェラニチの領域の計五のアルケリアとラハル (ルベンティチ (Rubentix)、アルツク

(Alluch)・アルブバセル (Albubacer)・アルガリ (Algar)・アルグリレス (Algries) は「いずれも『ラメンブランサ』で列挙される地名であり、面積の値もアベンバルシャス(『ラメンブランサ』三二五番では二ジョバードであるが、寄進文書では一二ジョバードとなっている)を除きすべて対応している。さらに配列に注目すると、エスポルラスの領域の場合、『ラメンブランサ』ではアセウヤ (Azeuya 三〇四番) とビレラ (Bilela 三二〇番) との間が飛んでいるものの、少なくともその順序はすべて対応している。フェラニチの領域の場合も同じく、『ラメンブランサ』にあるベサラチ (Becarax 四四五番) の地名が証書には含まれていないが、その配列は真逆でありながらもやはり一致している。こうした配列や情報的一致は、先述の一二三二年の証書の事例以上に、アルケリアとラハルの網羅的なりすとと実際におこなわれた土地の譲与との関係を示唆するものである⁽⁵⁸⁾。だが、寄進文書では同時に、先に列挙したアルケリアとラハルが、かつてヌノ・サンスが騎士アレマニー・サドアに対して封として授けていたものであることが明言されている。となれば、その時点からすでに『ラメンブランサ』のリストと分与する土地財産の決定との間になにかしらの関係があったと推測することもできる。

アレマニー・サドアは一二三一年一月からすでにエスポルラスの溪谷のアルケリアに入植を進めている。それゆえ、それまでに同領域の土地財産をすでに受け取っていたと考え

られるが、正式にまとまった形で封土授与が決定されたのはおよそ一年後の一二三三年二月である。すなわち、ヌノ・サンスはアレマニー・サドアに対して、三人の騎兵を島に常駐させることと引き換えに、アルムダイナ(市壁内)ですでに賦与していた家屋群と、シトー会修道院にすでに寄進した場所を除くエスポルラスの溪谷全体、フェラニチのラビス(Rabis)と呼ばれるモスク、同じくフェラニチの領域のルック(Luch)と呼ばれるアルケリアをそれに付属する複数のラハルとともに授封している。

フェラニチの領域の内容を先の寄進文書および『ラメンブランサ』と照合すると、次のとおりである。まず、ルックのアルケリアは、おそらく『ラメンブランサ』四四四番(Aluc)に相当する。他方、ラビスの名のモスクは一見建造物そのものを表しているようであるが、同時代の証書のなかで次のような記述がみられる。すなわち、一二三六年にアレマニー・サドアのバイリウス(ここでは領主役人)兼プロクラドール(代理人)であったガルシア・オルティスが、ルビンシス(Rubinx)と呼ばれるモスクに隣接するホノール(この場合には土地財産)を二人の入植者に半分ずつ賦与する際に、一方の土地が葡萄畑・イチジク畑、もう一方が秣畑であるとされている。さらに、三年後には、同じ二人の入植者に賦与された耕地が、まさしくルビンシスに相当するものと想定される「アルケリア・ロセンチット(alqueria Rozenxit)にある」と表現されている⁽⁵⁹⁾。それゆえ、アレマニーに賦与された

ラビスのモスクは、もともと周辺の農業空間を含んでおり、ほかのアルケリアと同じように扱われていたと考えてよいであろう。さらに、このほかにも同じくガルシアによって、一二三五年にラハル・アフベカル (rahah hahubecar)、一二三七年にラハル・アルガル (rafal Algar) と無名のラハルにそれぞれ定率貢租を条件とする入植がおこなわれている。⁽⁶²⁾ これらがそれぞれ先のマリヨルカ司教への寄進文書に含まれる、アルバセルとアルガリのアルケリアまたはラハルに同定されるとすれば、授封文書で表されたルックのアルケリアに属する複数のラハルとは、これらのラハルを指していると考えられよう。となると、授封文書におけるフェラニチの領域の分配内容は、先の寄進文書や『ラメンブランサ』の情報とおおむね一致することになる。だが同時に、授封文書ではアルケリアの中にラハルが含まれていると表記されるように、史料間で空間認識が異なっている点も看過できない。

他方、エスポルラスの領域の内容については、アルケリアやラハルにかんする詳細な情報が記されていない。それゆえ確認すべきは「シトー会修道院にすでに寄進した場所」である。ここで登場するシトー会修道院とは、一二三二年九月に国王ジャウマ一世の許可のもとヌノ・サンスの所領で建設が予定された修道院（のちのサンタ・マリア・デ・ラ・レアル修道院）のことで、ヌノ・サンスは生前、複数回にわたって同修道院に財産を寄進している。実際、先の「すでに寄進し

た場所」に直接言及した史料は伝来しないが、次の一二三三年六月のエスポルラスの領域の寄進内容は、先行する段階の内容である可能性は十分にありうる。すなわち、「エスポルラスの集落 (villa) とその隣にあるアルピックと呼ばれるアルケリアをシトー会修道院の建設のために……集落とアルケリアは三辺がラモン・バランゲー・アジェのホノールに、四辺の、すなわち東部では、先の集落が、アルカサルのアルケリアと先のホノールの中の地片と隣接している」。⁽⁶³⁾ ここに登場するアルピックのアルケリアは、おそらく『ラメンブランサ』ラハル・アルピック (三〇五番) かラハル・ウマル・アルピック (三〇九番) に相当すると考えられる。だが、「集落 (villa) 」にかんしては『ラメンブランサ』のどのアルケリアまたはラハルに対応するかが不明であり、『ラメンブランサ』との連関は見出せない。隣接物の文言を含む具体的な地理的情報が記録されているとなると、少なくともこの証書の寄進内容は実地調査にもとづくものであったと考えたほうがよさそうである。むしろ、先行する段階には『ラメンブランサ』の情報との明確な対応関係があった可能性もあるが、仮にこの内容がそのまま「すでに寄進した場所」に該当するとなると、ここからアレマニーへの授封内容に相当する個々のアルケリアとラハルを間接的な形であっても把握することは困難である。いずれにせよ、フェラニチの領域の内容も含めて考えると、マリヨルカ司教への寄進文書のなかでかつてのアレマニーの騎士封として列挙された個々のアルケリアと

ラハルの名称は、実際のアレマニーへの授封文書からは把握することはできない。となると、やはり司教への寄進内容の決定の際には、アレマニーへの騎士封の内容が具体的に記された別の情報源が参照されたと考えるほかない。

この点は、カテウラ・ベナセーが指摘する、ヌノ・サンスの所領における騎士封の基本単位の問題ともかかわっていると考えられる。すなわち、ヌノ・サンスの所領では、下層の騎士に対して一騎の軍事奉仕を伴う封土授与をおこなう際、基本的にアルケリアやラハルをユニットとして、その合計値が二〇ジョバードとなるように実施されていたという。となると、そのアルケリアとラハルの情報がジョバード単位の数値とともに網羅されたリストが、その決定ないし管理のために用いられていた可能性は高い。アレマニーの場合、実際に授封された土地の面積値（寄進文書では計八四ジョバード）をふまえると、その基本単位（二〇ジョバード×三騎＝六〇ジョバード）が適用されたわけではなさそうであるが、ヌノ・サンスの側に騎士封を管理する意識（最初の一〇ジョバードの分配の事例をふまえると、かならずしも騎士封に限定されないが）があったとすれば、アレマニーへの授封にかかわる情報がリスト化されていても不思議ではない。むしろ、その場合、事前・事後問わず、実地調査にもとづくような先のシトー会修道院の寄進内容もそれと関係していたはずである。この点を具体的に示すことは困難であるが、少なくとも史料間の空間認識の差異は次のように説明することができよう。

すなわち、リストは全体としてマディーナ攻略から比較的早期の段階の情報にとどまっており、証書にもとづいたあらたな情報の更新はおこなわれていない。それゆえ、リストは厳密な意味で分配内容の管理のために機能していたのではなく、あくまでも自らに帰属する財産の網羅的な把握のための、いわば時間的に固定された情報ツールとしての機能を第一としていたと考えられる。だからこそ、リストに反映された情報が証書に記された実際の空間認識を反映する必要もなかったし、逆もまた同じといえよう。

ここまでヌノ・サンスの存命中のリストの機能を検討してきたが、ヌノ・サンスの死後、まさしく王権による『ラメンブランサ』の編纂後については、配列などを含めて同時代の証書との連関が明確に見出せるような事例はみあたらない。それゆえ、現状では、その段階の編纂と利用との関係を示すことはできないが、この点のちにあらためて立ち返ることにしたい。

(三) 購入と交換によつて獲得した土地財産

セクシオンF、G、Hでは、ヌノ・サンスの征服の報酬分の土地財産が列挙された①と②のリストと異なり、さらに後の段階でヌノ・サンスが購入や交換を介して獲得した財産が列挙されている。もっとも、それらの取引相手としてあらわれる騎士カロス、ラモン・ダ・サン・マルティとファレー・ダ・サン・マルティの兄弟、バランゲー・ファレーは、『マリヨ

ルカ分配記録』のなかで国王から自有地として土地を分配された受益者であり、ここで列挙されるアルケリアとラハルもすべて『マリヨルカ分配記録』のリストに含まれる⁽⁸⁾。

これらのセクションに記されたアルケリアとラハルの購入および交換を内容とする証書はいずれも伝来しない。だが、バランゲー・ファレーから獲得したムンタニヤの領域のアルケリア・クルバルは、(a)の記録全体の時間幅を明らかにするうえで示唆的である。すなわち、本来『マリヨルカ分配記録』におけるクルバルのアルケリアは全体が一五ジョバードであり、そのうち八ジョバードがバランゲーに、残り七ジョバードが国王に留保（その後マルティ・ファランデイスに賦与）されている。それゆえ、ヌノ・サンスがバランゲーからそのままアルケリアを獲得したのであれば、面積も八ジョバードになるはずであるが、『ラメンブランサ』ではこのアルケリアのみ面積が表示されていないうえに、リスト末尾の全ラハルの面積の合計値にさえ含まれていない。この点について、ブラシー・ペレス・パストールが間接的な情報から次のように想定している。すなわち、一二三九年にバランゲーはクルバルのアルケリアの一部として四ジョバードをバルナット・マルフェリットなる人物に自有地として売却していることから、ヌノ・サンスに渡された面積は残りの四ジョバードであったと考えられる。それにもかかわらず『ラメンブランサ』で面積表示がないのは、バルナットとヌノ・サンスに譲与される土地の面積が依然として具体的に決定されていない

かったことを意味しているといっているのである⁽⁹⁾。彼の解釈に従えば、当該セクションの情報はヌノ・サンスの存命中にすでに記録されたものであり、それも遅くとも一二三九年ごろまでのものということになる。

以上をふまえて、(a)ヌノ・サンスの財産目録にそなわる時間層をあらためて整理しよう。全体をつうじて、このリストにはヌノ・サンスの存命中の情報が基本的にそのまま反映されているのは繰り返し述べてきたとおりである。とくに、リスト内で用いられる領域区分が征服後のあらたな空間編成の創設と結びつく一方、列挙された情報そのものには依然としてイスラーム期の名称が数多く残されていることから、①と②はマディーナ攻略後でもない段階に作成されたリストと考えてよいであろう。もともと、リストの情報は、騎士封をはじめとする特定の数値にもとづいた財産の賦与と結びついていた可能性が高く、その内容の決定や、保有者にかんする情報の把握ないし管理のためにリストが用いられていたと想定される。ただ、領域区分や地名をはじめ、かならずしも証書と連動してあらたな情報に更新されたわけではないことから、それがつねに実態と結びつく形で機能していたわけではないことに注意すべきである。事実、一二三九年の時点まで、交換や売買を介して獲得した財産の情報を①と②に続けて書き込んでいることから、(a)は全体としてヌノ・サンスの農村部における土地財産の情報のプールとして機能するのみであって、そこから必要に応じた形で騎士封の賦与と管理

に用いられたのであろう。

以上のように見出せるとすれば、王権によって編纂された『ラメンブランサ』は、かつてのヌノ・サンスの財産目録の内容をほぼそのままに書き写したものであることとなる。だが、一二四〇年代からの俗語文書の増加をふまえると、カタルーニャ語が用いられたのはおそらくこの時期とおぼしい。いずれにせよ、その段階で求められた情報が何であったのかをあらためて検討する必要がある。もっとも、先行する段階で保有者にかんする情報が書き込まれていたと仮定するのであれば、王権による編纂時にはそれらの情報が省かれたことになろう。となると、この段階で必要であった情報は、かつてのヌノ・サンスの所領における土地保有者ではなく、あくまでもアルケリアやラハル、粉挽水車の個々の名称とそれにかかわる数値であったと考えられる。とくに、末尾に記録された全ラハル（およびアルケリア）とその面積、粉挽水車の合計値は、たしかに既存のリストですでに導かれていた可能性もありうるが、王権による作成時にあらためて算出された可能性の方が高いように思われる。というのも、先のリスト末尾の情報があいまいな状態で終わっているのは、ヌノ・サンスの存命中、依然としてリストには情報が追加記入される予定があったからであると推測されるからである。となれば、王権側が『ラメンブランサ』編纂時に意図したことは、あらたに王領地に組み込まれたかつてのヌノ・サンスの所領における全財産を数値化し、その数量を把握することにあつたと

考えられよう^②。これらの数値が具体的にいかなる形で利用されたかを把握することは難しいが、一二四〇年代以降にはじまる、国王によるマリョルカの直接統治と財政基盤の整備と無関係ではないはずである。また、必要な数値を導くうえで、すでに寄進などをつうじてヌノ・サンスの所有下にはなくなった財産さえをも省くことなく、征服期に遡る過去の網羅的な記録をそのまま用いようとする編纂者の意識は『マリョルカ分配記録』のそれと同様のものであるといえよう。

四 カバレリア目録

最後に(β)カバレリア目録を検討しよう。当該目録では「全軍役のカバレリアは一三一六四である。／これらのカバレリアにそくして全島は二分された」という題辞のもとに、征服後に決定された征服参加者らのカバレリアの数値が、とりわけ国王と四人の聖俗貴族を代表者とする五つのグループに分類されて、系統的に列挙されている。こうした形式をふまえると、(β)は(α)のようなヌノ・サンス固有の記録に由来するものではなく、むしろ王権の側で独自に作成された記録とみなすことができる。ただ、第一九葉表にみられる「ヌノ・サンスはこれらの分(ここではカバレリアの数値を指す)で土地を獲得。都市領域の八分の一はこの書冊に記されているとおり(La VIII part dels terminals de la villa assist com es de mostrat en aquest libro)」という文言から、この

リストがヌノ・サンスの土地財産の内容をふまえたうえで作成されたこと、すなわち、(β)は(a)と別系統で作成されたものではなく、その作成時にすでに(a)との合冊が前提とされていたことがみてとれる。

前述のとおり、同様のカバレリア目録は『マリヨルカ分配記録』にも含まれている。ただ、双方の記録には、以下のように複数の相違点がみとめられる。まず、『マリヨルカ分配記録』のリストは、題辭に「シウタットの攻略における全ての（キリスト教徒の）カバレリアの目録」と記されているように、一二二九年のマデイーナ攻略後の、とりわけラテン語Ⅱアラビア語版のアラビア語テキストに反映された全島分割の大枠とほぼ同時期に決定された内容からなっている。それゆえ依然として不確定な要素も多く、国王と四人の貴族を代表とする征服参加者のグループ化も厳密にはおこなわれていない。他方、『ラメンブランサ』(β)の場合、『マリヨルカ分配記録』では試みられていないアンブリアス伯とベアルン副伯を代表とするグループ化（セクションBc/Bd）も含めて、先の五人を代表とするグループと、その成員およびカバレリアの数値が詳細に列挙されている。さらに、『マリヨルカ分配記録』アラビア語テキストで記録されている各グループに割り当てられた農村部のジュズが各セクションの末尾でまとめられており、明らかに『マリヨルカ分配記録』のカバレリア目録よりもグループごとの情報を整理することに意が注がれている。

また、『ラメンブランサ』(β)では、『マリヨルカ分配記録』に記録された前述の「それぞれ一三〇カバレリアにつき一騎を負う」の文言や、この計算式にもとづいた常駐する騎士の数に記されていない。これはおそらく、『マリヨルカ分配記録』のカバレリア目録（厳密にはそのオリジナル）が作成されたマデイーナ攻略直後の段階では実際の軍事奉仕の内容が喫緊の情報として求められたのに対して、一二四〇年代の『ラメンブランサ』作成の段階ではあくまでも国王によって賦与されたカバレリアの内訳そのものが最も必要な情報であったということであろう。

ただ、情報量の点では、かならずしも大きく異なっているわけではない。たしかに、国王麾下のグループの成員にかんして、『マリヨルカ分配記録』のカバレリア目録では国王、聖ヨハネ騎士団、ギリエム・ダ・モンカード、ラモン・アレマニーシか記されておらず、国王に五六七四・五カバレリアというきわめて多くの数量が留保される一方、『ラメンブランサ』(β)では、国王グループとして三二の団体・人物の情報が列挙されており、国王が留保するカバレリアも二五〇二と半減している。これは一見すると、『ラメンブランサ』できわめて多くの情報が補充されたようであるが、実際のところ、三二の団体・人物の大半は、各々に賦与されたカバレリアの数値を含め、『マリヨルカ分配記録』カタルーニャ語版に含まれる別のカバレリア目録に記された情報と対応するのである^⑥。ただ、両リスト間の情報には若干の齟齬もみら

結論

れるから、『ラメンブランサ』(β)作成時に『マリョルカ分配記録』における二つのカバレリア目録がそのまま用いられたわけではなさそうである。いずれにせよ、『ラメンブランサ』(β)のきわめて秩序立てられた形式を考慮に入れると、その作成目的は、それまで半ば無秩序な状態のままであった征服後のカバレリアの情報を、王権があらためて整理・集成することにあつたものと考えられるのである。

それほどまでに王権がカバレリアの情報を求めたのは、その数値が征服以来の全土地財産の分割と分配に直接かかわっているからにほかならない。おそらく王権は同リストの作成をつうじて、征服期に由来する最も重要なカバレリアの情報を質的に補完することを目指したのであろう。だが、こうした網羅的なカバレリアの情報の整理が、先の(a)におけるヌノ・サンスの農村部の土地財産の合計値の算出をふまえておこなわれているとすれば、王権が『ラメンブランサ』の編纂で真に求めたのは、自らに帰属するすべての土地財産をあらためて数値という形で把握することにあつたのではないか。そのために用いられたのが、一方では既存の記録そのもの、他方では征服期の情報をあらためて整理・集成した記録であつたことは、過去の情報の掌握が編纂時点の実務と一体となつていることのなよりの証であらう。

冒頭で述べたように、これまでに筆者が、一三世紀アラゴン連合王国で編纂された『マリョルカ分配記録』ラテン語Ⅱアラビヤ語版とカタルーニャ語版(その中核をなす二つのカップラウ)をテキスト生成論的に考察したなかで明らかにしたことは次の点である。すなわち、いずれもその編纂方法で重点が置かれたのは、つねに現状にそくしてあたらしい情報を入力することではなく、征服直後に遡る情報を先行する書かれたものをもとに集積・網羅することであつた。これは、一見すると内部管理のための実務性にねざした目録系史料が、その財産所有の法的根拠となりうる過去の情報をまるごと掌握するような、理念的・象徴的な機能をも同時に備えたことを示すものである。それをふまえて、本稿で検討した『ヌノ・サンスのラメンブランサ』の生成過程とその機能をあらためて整理しよう。

『ラメンブランサ』の大部分をなす(a)ヌノ・サンスの土地財産の目録は、もともと征服後ヌノ・サンス自身のものですでに作成・利用されたリストであつた。リスト内で用いられる領域区分は征服後あらたに志向された空間編成にそくしており、自らの領域支配を理念的に表現したものと考えられる。もつとも、そこに列挙された網羅的な財産の情報は、とりわけ騎士封など特定の数量にもとづいた財産の賦与との関係が認められるから、その保有者情報の管理のために用い

られた可能性もありうる。だが、実際の分配行為にそくしてあらたな情報に更新されていないのに、征服の報酬とは別に獲得した土地が追加記入されていることから、基本的にはヌノ・サンスが征服直後から所有してきた農村部の土地財産のすべての情報を蓄積するための記録であったと想定される。

次なる生成の局面が、まさに王権によって『ラメンブランサ』として編纂された段階である。第一に、(a)に該当する先のオリジナルのリストの情報が基本的にそのままに、カタルーニャ語に翻訳されながら筆写されているが、ここではおそらく前段階で記録されていたと考えられる保有者情報は省かれる一方、列挙されたすべての土地財産の合計の数値があらたに算出されている。これはすなわち、リスト編纂時に求められた情報が、それまでの土地保有の具体的な状況ではなく、ヌノ・サンスのかつての所領を構成する財産の名称とその数値からなる網羅的な情報そのものであったということを意味する。さらに、これに続いて作成された(β)カバレリア目録も、求められたのは整理かつ網羅されたカバレリアの受益者の情報とその数値であった。実際、カバレリアは征服以来の全土地財産の分割および分配に直接かわる情報であることから、王権がヌノ・サンスの所領の買収をきっかけに、あらたにマリヨルカの直接支配や財政基盤の整備を進めていくうえで、その法的根拠のありかとして求めた情報であったと考えられる。

以上のような編纂方法、すなわち征服期に由来する既存の

情報をもとに筆写、またはあらためて整理かつ集成するといった編纂方法は、『マリヨルカ分配記録』のそれと非常によく似ている。『マリヨルカ分配記録』をふまえた全体の構成からしても、王権は『ラメンブランサ』を、『マリヨルカ分配記録』ラテン語⇨アラビア語版とカタルーニャ語版のオリジナルである二つのカップラウの延長線上に置くかのように、王権自らに帰属する財産の情報を量的にも質的にも補完するために作成したと考えることもできる。だが、『ラメンブランサ』では過去の情報を集積すると同時に、土地財産の数量の合計値の算出や、各征服参加者に賦与されたカバレリアの数値の再整理など、総じて財産管理にかかわる数値の記録に意が注がれており、まさしくリストの実務的側面が明確に現れているのである。最終的に一三世紀後半―一四世紀初頭に編纂された当該写本が、同時代の『マリヨルカ分配記録』カタルーニャ語版の豪華な体裁にはおよびもつかないほど簡素な形式であることや、その書冊の白紙箇所証書の持ち出し記録というきわめて実務性の高い内容が付記されていることも、『ラメンブランサ』が『マリヨルカ分配記録』のような記念碑的側面を持ちあわせなかったことの証左であろう。だが、この事例は一連のリストの実務性か理念性か、いずれかを強調するものではない。むしろ、編纂主体である王権にとって双方の機能は分かちがたく結びついていたことを示すものであって、まさしくそれが王権の統治のあり方そのものを表現しているのである。その典型こそが、アルケリアとラ

ハルをはじめとする土地財産の総数とカバレリアの数値であった。これらの数値の具体的な機能と関係性をめぐっては、稿をあらためて検討するつもりにしたい。

【附記】本稿は、令和二年度と令和四年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

註（一）本稿で使用される略記号は次のとおりである。ARM:

Archivo del Reino de Mallorca; ACA: Archivo de la Corona de Aragón; BSAL: *Boletín de la Sociedad Arqueológica Luliana*; FRB: L. Pérez Martínez, *Corpus documental balear*; Reinado de Jaume I, *Fontes Rerum Balearium*, Palma, 1977, pp. 1-112; DMSMRM: Pau Mora, Lorenzo Andrial, *Diplomatari del monestir de Santa Maria de la Real de Mallorca*, I, Palma, 1982.

(2) 一九世紀前半と中頃にアラゴン連合王国図書館長を務めたプロスペロ・デ・ポファルユ・イ・マスカロンが「マリヨルカ（ラテン語版）」「バレンシア、サルデーニャのそれぞれの記録をはじめ「分配記録」の名称で公刊した」ことがその先駆けである。Prospero de Bofarull y Mascarió, *Colección de Documentos Inéditos. Volumen XI, Repartimientos de los reinos de Mallorca, Valencia y Cerdeña, Imprenta del Archivo de la Corona de Aragón, Barcelona, 1856*. なお、各地の「分配記録」をまとめて取り上げた研究集会で論文集には次のようなものがある。Estudi General 5-6, *La formació i*

expansió del feudalism català. Actes del col·loqui organitzat pel Col·legi Universitari de Girona (8-11 de gener de 1985), Girona, 1985-86; *De al-Andalus a la Sociedad feudal: los repartimientos bajomedievales*, *Anuario de Estudios Medievales* Anejo 25, Barcelona, 1990; *Repartiments a la Corona d'Aragó (Segles XII-XIII)*, València, 2007.

(3) Antoni Mas Forners, Ricard Soto i Company, *El Repartiment de Mallorca: Diversitat de fonts i d'interpretacions metrològiques*, *Repartiments a la Corona d'Aragó*, p. 77.

(4) かごブリカール・ント・ロンパニは、『マリヨルカ分配記録』が単に封建制の輸入プロジェクトを反映させた理念的な産物にすぎないとして、入植活動の進展のなかでの同史料の有用性を否定している。R. Soto Company, *Alguns casos de gestió colonial feudal a la Mallorca del segle XIII. Estudi General 5-6*, pp. 345-369. 同様の限界は、『バレンシア王国分配記録』でも指摘されるようにある。尾崎明夫、『バレンシア王国の分配記録』についての若干の考察、『立命館経営学』三十一号、一九九三年、三三五頁。

(5) P. Cateura Bennasser, *L'Església de Mallorca en temps de Jaume I, Jaume I Commemoració del VIII centenari del naixement de Jaume I*, vol. II, Barcelona, 2013, p. 274; P. Pérez Pastor, 1230-1232. Reflexions a partir de la relectura del còdex llatinoaràbic del repartiment, *BSAL*, 66, Palma, 2010, pp. 21-22.

(6) G. Rosselló Bordoy, *El islam en las islas Balears*, Palma de Mallorca, 2007, pp. 31-33.

(7) 『マリヨルカ分配記録』ラテン語とアラビア語版の一連の

翻訳事業については、*Ibid.*, pp. 15-19.

- (8) 拙稿「一三世紀『マヨルカ分配記録』の生成——財産目録の複合性と象徴性——」『史学研究』三〇四号、二〇一九年、五八〜九〇頁。

- (9) R. Toreton, R. Vinas, Le testament de Nunó seigneur de Rossillon et de Cerdagne (17 décembre 1241), *La Roussillon et les Balares*, Paris, 2017, §7, “e-Spania” 28 (<https://journals.openedition.org/e-spainia/27026>) [consultado: 25/12/2020].

- (10) 尾崎明夫、ビセント・バイタル訳・解説『征服王ジャウメ一世勲功録——レコンキスタ軍記を読む』京都大学出版会、二〇一〇年（原著一九九一年）、第三章、五〇〜五四項。バルセローナのコルトで決定された内容は証書をも伝来している。FRB, doc. 3 (1228, XII, 23).

- (11) ノト・コンパニは、国王と並んで征服地分割の代表者となつた四人の聖俗貴族はあくまでも「軍隊長」(caps de fila)にすぎないと指摘している。R. Soto Company, Repartiment i «Repartiments»: L'ordenació d'un espai de colonització feudal a la Mallorca del segle XIII, *De al-Andalus a la Societat feudal*, p. 11.

- (12) 『マヨルカ分配記録』ラテン語⇨アラビア語版のアラビア語テキストのなかでジュズとして扱われる北東部のアル・ブハイラは、都市領域と同様に国王と四人の貴族で分割された領域であるが、ジュズに由来する領域ごとに分類された同史料のアルケリアとラハルのリスト (جوزها) は王領地のみに一切登場しない。このことから、ジュズの数はこれを除いた一二とみなすが一般的であるが、ミケル・バルセロはあくまでもアラビア語テキストに従ってこれをジュズの一つ

と捉えている。M. Barceló, Sobre la divisio administrativa de Mayúrga, *BSAL*, 36, 1978, Mallorca, p. 239.

- (13) 『マヨルカ分配記録』のカブレリア目録については、拙稿「一三世紀『マヨルカ分配記録』の生成」六六〜六七頁。

- (14) 『マヨルカ分配記録』ラテン語⇨アラビア語版のアラビア語テキスト (ARM, s/n. f. 37r) では、バルセローナ司教の所領のうち、半分はバルセローナ司教が留保し、四分の一はラモン・バランゲル、残る四分の一はさらに三分割され、そのうちの三分の二がヌノ・サンスに分与されている。

- (15) 『勲功録』第三章、一一三項。

- (16) 一三〇四年に編纂されたカップブラウは下記の論考で刊行されている。E. de K. Aguió, Capbreu ordenat l'any 1304 dels establiments y donacions fets per Don Nuno Sang, de la seva porció, *BSAL*, XIV-XV, Palma, 1912-1914.

- (17) A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoï, *La Remembrança*, p. 44.

- (18) ジャウベ一世は、一二四二年一月に作成された第二の遺言書でヌノ・サンスの諸伯領 (ルサリョ・クンフレン・サルダーニャ・バシエス) を息子のペドロに遺贈するとしている。A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoï, *La Remembrança*, p. 17; P. Cateura Bannasser, La repoblació nobiliaria de Mallorca per Nuno Sans, *Historiographie de la Couronne d'Aragon*, II, Montpellier, 1989, p. 102.

- (19) P. Cateura Bannasser, Las cuentas de la colonización feudal (Mallorca, 1231-1245), *En la España Medieval*, 20, Madrid, 1997, p. 67, なお、一二四二年に編纂を命じられたカルチュレールの内容は、一三〇四年のカップブラウに組み込まれていると想定されている。A. Mut Calafell, G. Rosselló

Bordoy, *La Remembrança*, p. 39. このカッブラウの内容はほとんどがシウタットにおけるヌノ・サンスの土地財産にかかわる情報で構成されているから、一二四二年のカルチュエールの内容もおそらくシウタットの財産に限定されたものであったと考えられる。

(20) 半島の諸伯領はもともと終身贈与であったため王権に自動的に返還されたが、マリョルカとアイビツサの所領にかんしては、ヌノ・サンスの遺言執行人が自由裁量のもとで国王ジャウメ一世に売却する形をとった。P. Cateura Bannasser, *Las cuentas de la colonización feudal*, p. 66.

(21) *Ibid.*, pp. 71-78.

(22) ACA, Cancillería, Varia 455. 本稿では、アントニ・ムット・カラフェルとギリェム・ルサリョ・ホルドイによって刊行されたファクシミリ版を用いる。A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoy, *La Remembrança*, pp. 100-177.

(23) この点はムット・カラフェルとルサリョ・ホルドイによらずにすでに指摘されている。*Ibid.*, p. 43.

(24) 二〇葉裏から二四葉裏に記された二連の記録については、Rafael Conde, Delgado de Molina, *Reyes y archivos en la Corona de Aragón, Siele siglos de reglamentación y praxis archística (siglo XII- XIX)*, Zaragoza, 2008, doc. 4.

(25) *Ibid.*, doc. 34.

(26) *Ibid.*, p. 30.

(27) 『ラメンブランサ』の現写本には、一八世紀と一九世紀の文書館員によって記された二つの目録が存在しており、いずれも『ラメンブランサ』を二二六三年の記録と同一している。

A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoy, *La Remembrança*, p. 28. だが、おそらくこの年代は『ラメンブランサ』の続きに記さ

れた文書の持ち出し記録のうちの最後の記録（二二六三年五月一日）から想定されたものにすぎない。

(28) A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoy, *La Remembrança*, p. 43; P. Pérez Pastor, Mallorca 1230-1232, p. 14.

(29) ジョバータ (jovada カステイリーリヤ語ではユガータ (yugada)) は一般に二頭立ての雄牛で一日に犁耕される面積を意味する。それゆえ時代や地域によって実測値は異なるが、マリョルカの場合、『マリョルカ分配記録』（とくにカタルーニャ語版）の土地の測量にかかわるセクシオンに記された国王の腕の長さを基準として、結果的に一ジョバータ＝一・三二六ヘクタールの数値が導かれている。マリョルカにおける土地面積の寸法を扱った論考は、下記のとおりである。P. Pérez Pastor, *De jовades i quarterades. Amidaments i equivalents a partir de la relectura del Llibre del Repartiment de la porció reial de Mallorca (s. XIII)*, *Estudis d'història agrària*, 22, Barcelona, 2009, pp. 165-179; A. M. Forners, R. Soto Company, *El Repartiment de Mallorca*.

(30) 『ラメンブランサ』では、冒頭の題辞に「…アルケリアの名前とそのジョバータ」と記される一方、アルケリアとラハルの数とその面積の合計値が表されるセクシオン以下の末尾では、基本的に「合計ラハル X ジョバータ Y」(Suma ratals X et jовadas Y) と記される。後者の形式は一見すぐての情報がラハルと認識されているかのようであるが、記録された地名を同時代の証書に記されたそれと比較すると、明らかにアルケリアとみなされているものも数多く存在する。こうしたアルケリアとラハルの区別が曖昧な点は、『ラメンブランサ』の簡素な形式に由来するところが大きいかもしれないが、当時の編纂者が理念上これらの地目をどのように区

別・認識していたかを知るうえで重要な指標であることは間違いない。

(31) P. Cateura Bennisser. Las cuentas de la colonización feudal. p. 78.

(32) Ibid., f. 2r.. « Anno Domini millesimo CC° XI° quinto. Remembransa de les dades dels dimers que n Blasco a dades. »: f. 10r.. « Anno Domini millesimo CCXL quinto. Remembransa que fas jo en Blasco que costa lo blat de portia ren la ciutat d'aquests termes, qui davalls son seritz. »

(33) 同氏族はマリョルカ島北部ブニョラの溪谷におろとも、水を優先的に確保できる山頂付近にベニフォラーニ (Beniforani) と称せられるアルケリアを設けている。バルセロとキルビナーによる島内の水利考古学研究は、M. Barceló, H. Kirchner, *Terra de Felanitx, Felanitx quan no ho era, Assentaments andalusins al territori de Felanitx*, Palma, 1995; H. Kirchner, *La construcció de l'espai pagés a Maynarg: les valls de Bunyola, Orient, Coanegra i Alaró*, Palma de Mallorca, 1997.

(34) この場合も含めイスラーム期マリョルカにおけるヒスンは、半島の事例とは異なり、農村集落の空間編成に影響をおよぼすことはなく、あくまでも有事の際の避難所として機能しただけの潜在的な役割をもちにすぎなかったと思われる。H. Kirchner, Husún y Alqueria campesinas en las islas orientales de al-Andalus, *L' inastellament: confronto fra societat feudal e non feudal nel Mediterraneo occidentale*, Roma, 1993, p. 262; M. Barceló, Helena Kirchner, *Terra de Felanitx*, pp. 46-47.

(35) サントウエリの名称は、従来「サン」がアラビア語で高地

や斜面を意味するサナド (sanad) に由来するものと想定されていることから、かならずしも征服後にあらたに付された名称ではなくと考えられる。A. Mut Catalé, G. Rossello Bordeny, *La Remembrança*, p. 101; p. 103.

(36) 『勲功録』第三章、七二項：Jordi Burguera, *Llibre dels fets del rei en Jaume*, Barcelona, 1991, II, 72.

(37) FRB, doc. 101 (1232, II, 16).

(38) これらを指標とする理由は、本文中で示す年代以前にも、その領域の名称のみがほかの史料で見られる場合があるためである。とりわけ後述するブレラスの領域にかなしては、一二四五年のバイリウスによる支出の帳簿のなかで大麦の運搬費が言及される際に、その出荷地としてすでにフェラニチと並んで言及されている。P. Cateura Bennisser, Las cuentas de la colonización feudal, f. 11r.. « Item costaren CCCVII quarteres d'ordi, qui vengren de Porreres e de Felíng... » およびブレラスの名称は一二三〇年以降フェラニチの領域のベサラチのアルケリアを所有したギリエム・ダ・ブレラなる人物と関係していると考えられるが、その具体的なところは不明である。R. Rossello Vaquer, *Porreres en el segle XIII*, Mallorca, 1974, p. 7.

(39) R. Rossello Vaquer, *Cambos en el segle XIII*, Mallorca, 1974, p. 15 (1236).

(40) R. Rossello Vaquer, *Porreres*, n°5 (1252, III, 6).

(41) R. Rossello Vaquer, *Felanitx a la segona part del segle XIII*, Felanitx, 1973, n°15 (1259, IX, 11).

(42) ただ、マディーナ・アルマフワーズは、『マリョルカ分配記録』アラビア語テキストのなかで、農村領域の分割基準となったジュズの一つとしても扱われている。すなわち、同テ

クストの農村領域の分与の項目で、バルセローナ司教に分与された領域は「アルアフワーズ」の一部(主に西部と東部の一部)とされているのである。だが、バルセローナ司教は、都市領域(アルアフワーズ)の分与の項目でも八分の一の土地財産を受け取っている。このことから、ジュズとしてのアフワーズと、国王と四人の貴族で分割されるアフワーズ(まさに「ラメンブランサ」における都市領域)は、厳密には異なっていると考えなくてはならない。むしろ、後者のアフワーズは『マリョルカ分配記録』アラビア語テキストですでに具体的に記述されていることをふまえると、マディーナ攻略後にジュズとしてのアルアフワーズから分割内容の決定のために早急に分化・画定された領域とみなすのが妥当であろう。

- (43) 『マリョルカ分配記録』アラビア語テキストに記された内容はあくまでも境界画定であるため、具体的なアルケリアとラハルがすべて列挙されているわけではない。だが、たとえば「:ラハル・イブン・ナビーラ・イブン・ファライの最果てまで、それはラハル・アカバとムンヤ・アル・ガージーと隣接している。そして北方はラハル・サーリフの最果てに続いて、土地の境界線まで」(ARM, s/n, f. 30v)の文言に含まれる四つのラハルまたは類似の空間であるアルムニア(almunya アラビア語で「庭園」の意)は、それぞれ「ラメンブランサ」セクションAでラハル・アベン・ナビラ (Ratal Aben Nabilla)・アラファル・デ・ラ・カバ (Arafal de la Cava)・ムニア・アルガジ (Muniat Algazi)・ラハル・サレ (Ratal Cale) として列挙されているから、情報はおおむね対応していると考えられる。

- (44) 『マリョルカ分配記録』アラビア語テキスト (ARM, s/n, f. 32v) では「それぞれカティーン (Qatín) とアル・ワーディー・

アル・ヤービス (al-yadí al-yábis アラビア語で「乾いた溪谷」の意) と表わされている。カティーン領域は現在のブラ・ダ・サン・シヨルデイ、リウの領域は現在のバルマ東部ソン・フェリオリとその周辺に同定されている。G. Rosselló Bordoy, *El Islam en las Islas Baleares Mallorca musulmana según la Remembrança... de Nunyo Sanc y el Repartiment... de Mallorca* Mallorca, 2007, pp. 67-68; p. 220.

- (45) R. Soto Company, La porció de Nunó Sanc Repartiment i repoblació de les terres del Sud-est de Mallorca. *Afers*, 18, Catarroja, 1994, pp. 349-350. Repartiment i « Repartiments » p. 36.

- (46) 一二三〇年にはすでに境界標識として「ムソのアルケリアの近くまで延びる道」の文言がみられる。FRB, n°17 (1230, III, 31).

- (47) A. Mut Catalell, G. Rosselló Bordoy, *La Remembrança*, p. 83.

- (48) ソト・コンバニは「マリョルカ王国文書館の国王文書庫 (Escrivania Cartes Reta) の一連の証書群において「バルティダ」の用語は入植者間で土地を分割する際に用いられ、領域的に一定の正確さを有している」としている。R. Soto Company, *La porció de Nunó Sanc*, p. 354.

- (49) ルサリョ・ボルドイはもう一つの説として「アラビア語で亀裂や割れ目を意味するクスール (kusūr) に由来する可能性を掲げている。G. Rosselló Bordoy, *El Islam en las Islas Baleares*, p. 250.

- (50) *Ibid.*, p. 247.

- (51) G. Rosselló Bordoy, *El Islam en las Islas Baleares Mallorca musulmana*, p. 243. 一二六四年には「カンブスの領域にある

アルケリア・ビニョラの中の、石のバレで囲まれた菜園¹なる文言がみられる。この文言では、バレの語が明らかに囲いの意味で用いられている。R. Rosselló Vaguer, *Camps en el segle XIII*, Mallorca, p. 27 (1264, VII, 21).

- (52) たとえば、『ラメンブランサ』に記録されたラハル・アルガル (Rafal Algar) は、隣接する二つのラハルとともにリケル家兄弟に分与されたことで、一二三九年にはすでにエルヌス・リケル (Els Riquer) の名称で知られていた。ほかにも、一二三七年のルジャストラル (Lujastral) / 一二四六年のラハル・デル・ポルクス (Rafal dels Porcs) などの地名が証書で言及されるが、いずれも『ラメンブランサ』では同定されない。A. Mut Catalell, G. Rosselló Bordoy, *La Remembrança*, p. 79.

- (53) 『ラメンブランサ』に記録された地名の語源のカテゴリとその数については、*Ibid.*, pp. 49-84.

- (54) FRB, doc. 101.
 (55) 『ラメンブランサ』ではそれぞれ、Beni dartz (ベニダルス・ニニジョバード) / Beni Gale (ベニ・サレニニジョバード) / Alcaçar (アルカサル七ジョバード) に同定される。一つのアルケリアまたはラハルが、複数の人物の間でジョバードの単位で分割されるケースは『マリョルカ分配記録』でも数多くみられる。

- (56) BSAL, XIII, n.º IX (1239, VII, 22).

- (57) ペサラチのアルケリアについては前註三八参照。なお、一二三八年にはヌノ・サンスの家士ファレー・ダ・オルセツトに譲与されている。R. Rosselló Vaguer, *Porres*, p. 7.

- (58) ヌノ・サンスがマリョルカ司教に寄進した土地財産のうち、² いくつかは具体的に取り上げている。アルケリアとラハル

(一〇〇) ジョバードの名目を満たすために追加された内容は次のとおりである。すなわち、フェラニチの領域におけるナクラ (nacra ジョバード) / アンマブ (annab ジョバード) と、カンプスの領域におけるベニオマル (Beniomar ジョバード) / ベニアマンディ (benimandí ジョバード) / ラハル・マクセン (rafallo macsen ジョバード) である。このうち、カンプスの領域の三つのアルケリアとラハルは、並列ではなくとも、それぞれの名称と面積が『ラメンブランサ』セクシオン E a に記録されているから、やはり証書作成時にリストが参照された可能性は高い。だが、フェラニチの領域の二つにかんしては、ナクラに相当する可能性のあるアルケリアが『ラメンブランサ』で二つ (三四四番 Anacia または四八八番 Anacia) ある一方、アンマブと同定できるラハルはみあたらない。

- (59) 一二三一年、アレマニー・サドアがエスボルラスの溪谷に位置するビリヤイシヤメネス (Villaychamenez 『ラメンブランサ』三二三番 Beni Samel の聞き誤りか) と呼ばれるアルケリアの半分を、ラモン・トンシラ三人の家士に貸与している。FRM, doc. 94 (1231, XII, 23) おそらくシトー会修道院に寄進する土地財産の決定後である一二三三年に、あらためてこのアルケリアも封としての性格を帯びることとなったと考えられる。

- (60) DMSMRM, doc. 4 (1233, II, 28).

- (61) 二人の入植者のうちの一人であるバルナット・バルトメウはその後モスクを意味する名称を伴って、バルナット・ダ・メスキータ (Bernat de Mesquita) と姓を変えている。P. Pérez Pastor, *Les cavalleries armades de Nunyo Sanç a Porres: dotació, atribucions i règim de tinença* (s. XIII-

XIV). *Actes de les VI jornades d'estudis locals*, Porreres, 2017, p. 70; p. 73

(62) ベレス・パストールは無名のラハルをエグルリヤッタ (Egullax) と同定している。Ibid. pp. 72-73.

(63) DMSMRM, doc. 3 (1233; IX, 13).

(64) DMSMRM, doc. 6 (1233; VI, 10): * villam nostram de Sportulis et alqueriam que est iuxta ilam, nomine Alpich ad construendum et constituendum monasterium Cisterciensis ordinis... Que quidem villa et alqueria affrontat ex tribus partibus, in honore Reimundi Berengarii de Ager, ex quarta vero parte, scilicet ab oriente, affrontat ipsa villa in collem qui est inter predictum honorem et alqueriam de Alcazer. * この証書の寄進内容の大半は、同修道院の拠点となるラ・レアルが寄進された一二三九年六月三日の文書 (DMSMRM, doc. 15) でもあらためて繰り返し返されている。

(65) 同文書で寄進対象とされているマナコルの領域についても同様に具体的な隣接物の文言が付されている。

(66) P. Cateura Benasser, *La repoblació nobiliaria de Mallorca per Nuno Sans*, p. 102. 実際、一二三〇四年のカンプラウでは、一二三三年八月二二日から二〇シヨバダーを単位とする土地財産の賦与がおこなわれていたことがわかるが、具体的なアルケリアとラハルの名称は記録されないケースが多い。なお、最も明確な事例は、一二三八年一〇月、騎士バルドビ・ダ・サミに対して一騎の軍事奉仕と引き換えに賦与された、フェラニチの領域のアルケリア・セノビア (一二シヨバダー) (カンプスの領域のアルケリア・トルマリナ (四シヨバダー) (アルケリア・アセン (四シヨバダー) であり、いずれのアルケリアも『ラメンブランサ』に記録されている。P. Pérez

Pastor, *La cavalleries armades de Nunyo Sanç a Porreres*, p. 74.

(67) スノ・サンスの死後の一二四二年四月には、国王プロクラドール、バルナット・オルセット (かつてのスノ・サンスのプロクラドール) が、フェラニチの領域のアルボカセル (Albocàcer) / ベニマルティ (Benimarti) / アルコレフマ (Alcorefa) / ベニキンブラ (Beniginbla) のアルケリアの中にあるラハルを分配され、入植を進めている。R. Rossello Vaquer, *Felanix a mitjan segle XIII*, doc. 28 (1242, IV, 5). このようにアルケリアを単位とした土地の分配はその後もおこなわれているが、これらはかならずしもすべて『ラメンブランサ』に含まれる名称ではないから、分配時にリストが参照されたかを判断することはできない。

(68) とくに、『ラメンブランサ』に記録されたカロスおよびラモン・ダ・サンマルティから購入した土地財産は、『マリョルカ分配記録』における各々の情報と、領域ごとで配列がほとんど対応している。それゆえ、スノ・サンスと彼らとの土地の取引において、直接的であれ、間接的であれ、『マリョルカ分配記録』が関係していた可能性は高⁵。

(69) ARM, s/n, f. 18r.: * Alqueria Queber, XV jo est Bg. F. barch et de istis recuperate dominus Rex VII jo et remanent illi Bg VIII jo et dat eas Martino Ferrandi de Infante. *

(70) ベレス・パストールはこの所見から『ラメンブランサ』の生成自体が一二三九年であると推測している。P. Pérez Pastor, *Sobre el poblament musulmà d'Àlmalutx. Un exerci de localització d'algunes alqueries i ratalls del jiz de les muntanyes de Mallorca. VII Jornades d'estudis locals de*

Soller i Fornalutx. Soller. 2013. pp. 247-250. だが、彼は征服による報酬分の財産とのちに獲得した財産との時間差を考慮していない。

(71) マリョルカ司教への寄進を含めた一二三九年におけるリストの利用は、一二三三年以降離島し、同年に再び戻ってきたヌノ・サンスの動向とも関係していると考えられる。

(72) 仮にヌノ・サンスの存命中に全財産の合計値が算出されていたとすれば、一二三九年のマリョルカ司教への寄進がその契機であった可能性が高い。というのも、マリョルカ司教座確立に伴い国王やそのほかの聖俗貴族らは基本的に自らの財産の一〇分の一を寄進することを司教に約束しており、ヌノ・サンスもそのために網羅的な情報が必要であったと考えられるからである。だが、ヌノ・サンスの寄進文書では、寄進する財産が自身の所有財産の一〇分の一に相当することは明記されておらず、あくまでも一〇〇ジョバーダの値が挙げられるのみである。もちろん、この値は『ラメンブランサ』に記録された全ジョバーダ(二五二三ジョバーダ)の一〇分の一にも対応しない。このことから、司教への寄進内容の決定と合計値の算出とを結びつけることはかならずしもできない。

(73) 実際、『マリョルカ分配記録』カタルーニャ語版のリスト(ARM. n.º18. ff. 49r-69r.)においても、領域⁽⁷⁾とはあるが、アルケリアとラハルの数と面積の合計値の算出がおこなわれている。

(74) カテウラ・ベナセーは、王権による『ラメンブランサ』編纂と経済的側面との具体的な関係について明確に述べてはいないものの、ヌノ・サンスの死後にシウタットで彼が所有していた土地財産にかかわるカルチュレールとともに、その編

纂を国王財産の経済的な管理実践の一つと捉えている。
P. Cateura Bennàsser. Las cuentas de la colonización feudal. p. 78.

(75) ARM. s/n. f. 19r. « Memorial de omnibus [christianorum] caballarias que fuerunt in captione Citutatis Maioricarum. »
(76) 『マリョルカ分配記録』カタルーニャ語版におけるもう一つのカバレリア目録には、国王麾下のグループに属する都市共同体と貴族らのカバレリアの値が無秩序な状態で記録されている。詳しくは、拙稿『マリョルカ分配記録の生成』六九〜七二頁。

(77) 『マリョルカ分配記録』カタルーニャ語版のもう一つのカバレリア目録のみでみられる貴族および都市共同体が五件あると同時に、『ラメンブランサ』(β)のみに記録された情報も六件ある。こうしたリスト間の情報の齟齬は、おそらく時間の経過に伴う情報の部分的な変更によるものと考えられる。

(広島大学大学院人間社会科学研究所博士課程後期・
日本学術振興会特別研究員DC)